

学校法人大妻学院校舎施設貸出規程

平成 20 年 1 月 29 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、本学院部外の団体等が、本学院校舎内の施設（設備、備品を含む。以下「諸施設」という）を使用する場合の事項について定める。

(遵守事項)

第 2 条 諸施設を使用する者並びに使用責任者（以下「使用者」という）は本規程を遵守し、本学院の指示に従い善良なる管理者の注意をもって諸施設を使用しなければならない。なお、使用責任者は原則として本学院の専任教職員・卒業生とし、使用目的は本学院に関係する教育・文化活動及び本学院の専任教職員・卒業生による交流活動に関すること（本学院の目的に反しない活動であること）とする。

2 使用者に対し、次の各号に掲げる事項を禁止する。

- ① 使用願に記載された目的以外の用途に使用すること
- ② 使用許可された場所以外に立ち入ること
- ③ 本学院諸施設内において、本学院の許可なく営利目的の行為をする又は寄付等を募ること
- ④ 行事に関係のない文書、図面等の提示又は配布をすること
- ⑤ 指定の場所以外で飲食及び飲酒をすること
- ⑥ 本学院の許可なく諸施設の変更又は標識等を設置すること
- ⑦ 本学院の許可なく特殊な設備を搬入又は設置すること
- ⑧ 本学院の許可なく特殊な物品又は危険物等を搬入又は使用すること
- ⑨ 本学院の許可なく本学院内を撮影すること
- ⑩ 特定の宗教のための宗教教育その他宗教活動をすること
- ⑪ 政治的活動を目的とすること
- ⑫ 公序良俗に反する行為を行うこと
- ⑬ その他使用上の注意の趣旨に反すること

(使用の期間及び時間)

第 3 条 諸施設の使用は、原則として本学院の休日（祝祭日）又は休業日とする。ただし、授業及び管理等に支障のない場合は、土曜日又は平日においても使用を許可することがある。

2 使用時間は原則として、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(使用の申込み)

第 4 条 諸施設の使用を希望する者は、別に定める本学院所定の施設借用申請書に行事内容等詳細がわかる書類を添付し、原則として使用希望日 1 ヶ月前までに施設管理部署に申し込むものとする。

(使用の許可)

第 5 条 本学院が使用の申し込みを受理したときは、学内決裁の上、その可否等を決定し、使用者に通知する。

(使用許可の取消及び中止)

第6条 本学院は、次の各号の一に該当する場合は、その使用許可を取消し又は中止することができる。

- ① 第2条第2項の各号の一に違反した場合、又は本学院の指示に従わない場合
- ② 使用願に虚偽の記載があると判明した場合
- ③ やむを得ない事情により、本学院において使用の必要が生じた場合
- ④ 災害等のため諸施設が使用不能になった場合
- ⑤ その他本学院の秩序・風紀を乱し、又は他人の迷惑となる行為をするなど、不適当と認められる場合

(使用許可諸施設の転貸又は譲渡の禁止)

第7条 使用許可諸施設に係る権利を、第三者に転貸又は譲渡してはならない。

(使用料の徴収及び不還付)

第8条 本学院は諸施設の利用者から使用料等(以下「使用料」という)を徴収する。

2 使用料は第9条に定める別表1に基づき算出する。当該別表1に基づき算出した諸施設ごとの料金表は別に定める。

3 使用料の徴収は、原則として前金完納制とし、使用者は使用料を使用日の1週間前までに納入しなければならない。

4 既納の使用料は、原則として返還しない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- ① 第6条第3号又は同条第4号による場合
- ② 使用日の1週間前(1週間前が事務閉室日の場合はその前事務閉室日)までに、使用の中止を管財グループに申し出た場合
- ③ 本学院が、使用の中止について特別の理由があると認めた場合

5 前項において使用料の返還を行う際、別途清掃・警備・設備対応(照明、空調等)の依頼があり、費用が発生している場合は、その実費額を既納額から差し引いて返還する。未納の場合、使用者は当該実費額を速やかに納入しなければならない。

(使用料の適用)

第9条 使用料は正規料金、関係学会料金、試験料金の3種類の料金体系とし、本学院部外の学会・研究会等の使用で本学院内に使用責任者がいる場合もしくは本学院の卒業生が使用責任者となり交流活動を行う場合は「関係学会料金」を、本学院の教育研究活動と密接な関わりを持つ試験等に使用する場合は「試験料金」を適用する。

2 「関係学会料金」・「試験料金」の適用を希望する場合、第4条に定める施設借用申請書を提出し、学院が認めた場合にのみ適用を受けることができる。また、使用責任者が本学院の専任教職員・卒業生でない場合も、学院が認めた場合は使用料を減免することができる。

別表 1

(1 時間の使用料金)

	① 正規料金(円)	② 関係学会料金(円)	③ 試験料金(円)
千代田キャンパス (中高含む)	部屋の面積(m ²)の1の位を四捨五入し、100 を乗じる。	部屋の面積(m ²)の1の位を四捨五入し、20 を乗じる。	部屋の面積(m ²)の1の位を四捨五入し、40 を乗じる。
多摩キャンパス (中高含む)	部屋の面積(m ²)の1の位を四捨五入し、40 を乗じる。	部屋の面積(m ²)の1の位を四捨五入し、10 を乗じる。	部屋の面積(m ²)の1の位を四捨五入し、20 を乗じる。
中野校	部屋の面積(m ²)の1の位を四捨五入し、50 を乗じる。	部屋の面積(m ²)の1の位を四捨五入し、10 を乗じる。	部屋の面積(m ²)の1の位を四捨五入し、20 を乗じる。
嵐山校	部屋の面積(m ²)の1の位を四捨五入し、5 を乗じる。	部屋の面積(m ²)の1の位を四捨五入し、2 を乗じる。	部屋の面積(m ²)の1の位を四捨五入し、2 を乗じる。

3 使用料は1時間単位とし、30分以上は1時間として使用料を請求する。合計金額には消費税を加算する。

4 使用料には清掃費、冷暖房等光熱水費相当分を含む。ただし別途清掃・警備・設備対応(照明、空調等)の依頼が必要な場合は、請求額にその実費分を含めて請求する。

5 大妻講堂及び同講堂内に設置するパイプオルガンの使用料金は別に定める。
(使用中の事故等)

第10条 使用中に生じた事故並びに盗難等については、使用者がその責を負い、本学院は一切の責を負わないものとする。

(使用許可の取消等に伴う補償の免責等)

第11条 諸施設の利用者は、第6条の定めにより使用取消し又は中止となった場合、本学院に対する補償等の請求は一切行わないものとする。

2 第6条(第3号又は同条第4号による場合を除く)の定めにより使用取消し又は中止となった利用者は、以後本学院の諸施設の使用を許可しない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、諸施設の使用につき変更又は標識等の設置をした場合は、使用後速やかにこれを原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第13条 利用者が本学院の建物、設備及び什器備品等を破損、紛失したとき並びに汚損した場合、利用者はその損害賠償の責を負うものとする。

(事務)

第14条 この規程は、財務センターが管理する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、常任理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の第 8 条第 2 項並びに第 9 条第 2 項により規定される使用料は、この規程の制定日及び施行日にかかわらず、平成 20 年 4 月 1 日以降の使用日分に適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 25 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 19 日に改正し、平成 28 年 1 月 19 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 1 (参考資料) 千代田キャンパス外部貸出施設使用料金表

別紙 2 (参考資料) 多摩キャンパス外部貸出施設使用料金表

別紙 3 (参考資料) 中野校外部貸出施設使用料金表

別紙 4 (参考資料) 嵐山校外部貸出施設使用料金表